

令和 8 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区

西部用水路改修（その 8）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区西部用水路改修（その8）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営盛岡南部土地改良事業計画に基づき、西部用水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町広宮沢地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

施工延長

管水路工 L=180.384m

12 工区 L=180.384m（施工始点 NO.301+ 7.616、施工終点 NO.310+8.000）

道路本復旧工 L=192.000m

13 工区 L=192.000m（施工始点 NO.310+8.000、施工終点 NO.320+ 0.000）

内訳

12 工区

管水路工 ダクタイル鋳鉄管（NS 形） 呼び径 800mm L= 56.884m

管水路工 ダクタイル鋳鉄管（ALW 形）AL2 種 呼び径 800mm L=123.500m

付帯工 2 号管理孔 N= 1 箇所

仮舗装工 A= 143m²

仮設工 1 式

13 工区

道路本復旧工 A= 787m²

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

管水路工、付帯工は、落水後の令和8年11月1日以降でなければ工事着手できない。
また、道路本復旧工は令和8年10月末までに完成させなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 89 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている198日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－11に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

5. 部分使用

本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条の規定に基づき次について部分使用を行う。

なお、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

（1）部分使用範囲：道路本復旧区間（13工区）

（2）目的：工事後、交通開放のため

（3）部分使用期間：令和8年11月1日～引渡し日まで

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土を想定している。

なお、NO.301+7.616～NO.304+4.500の区間は、液状化対策区間を想定している。

2. 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、本工事の構造物取壊し工については、低騒音・低振動機械工法により施工しなければならない。

また、施工に先立ち監督職員と調査位置について調整したうえで騒音・振動調査を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 管水路改修作業にかかる交通誘導警備員の配置は、施工箇所の前後、施工ヤード・仮置場出入口とする。

配置人員は下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減、又は配置時間の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

3) 夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇等の休日（休工）の保安対策については、工事用信号機、保安灯、反射板などにより、一般交通の安全を確保するものとする。

4) 交通誘導警備員の配置人員は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減、又は配置時間の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	交通誘導 警備員 B	昼夜別	交代要員の 有無	備 考
①NO. 301+7.616 ～ NO. 310+8.000 (矢巾町道西部開拓線)	4 名／日	昼間	無	12 工区管体工
②NO. 310+8.000 ～ NO. 320+0.000 (矢巾町道西部開拓線)	2 名／日	昼間	無	13 工区道路本復 旧工
③仮設ヤード出入口	1 名／日	昼間	無	

(3) 交通対策

1) 施工においては片側交互通行を計画しているが、道路に面している施設（建屋）、耕地地等の出入りは確保するものとする。関係者との調整の結果、周辺施設の防護対策が必要となった場合には契約変更の対象とする。

2) 工事用資材・建設発生土等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

3. 関係機関との調整

(1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-45 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 12 工区の西部用水路開削区間と近接している NTT、電力柱は、令和 8 年 7 月末日までに移設する予定である。ただし、電気通信事業者との工程調整が必要となるなど、工事工程等の見直しが必要となった場合は、別途協議するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1-1-37 及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地の名称、搬出予定量は次のとおりである。

なお、建設発生土受入地は第9章3に示す処理施設としているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

名 称	地 先 名	搬出予定量	備 考
建設発生土受入地	岩手県岩手郡雫石町西根下駒木野31番5	1,861 m ³	

2. 建込簡易土留工

(1) 管水路工の施工は建込簡易土留により行うものとし、構造、施工方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、土質状況等により建込簡易土留が設置できない場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 建込簡易土留工の構造に関しては「建込簡易土留め設計施工指針－2018年改訂版－（たて込み簡易土留協会（サポートパネル協会））」に基づくものとする。

3. 吊り防護工

既設横断構造物（水道管）については、図面に基づき吊り防護にて施工するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、開削部において既設横断構造物の継手が確認された場合は、4点吊りに変更するものとする。

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

工 種	排 水 区 分	排 水 量	箇 所 数	備 考
管土工	作業時排水	0m ³ /h 以上 7m ³ /h 未満	7箇所	

5. 除雪

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－1に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

(2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (5) 工事用資材の仮置場及び施工ヤードは、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。
- また、土木シートを撤去するに当たっては、当該用地に異物を残さないよう丁寧に撤去の上、使用後の土木シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

(1) 石材類

再生クラッシャーラン RC-40 JIS A 500
粒度調整碎石 M-40 JIS A 5001

(2) ダクタイル鋳鉄管

直管 JDP A G 1042、JDP A G 1053、JIS G 5526
異形管 JIS G 5527

(3) 伸縮可とう管

材 質：ゴム製
構 造：埋設用
最高使用圧力：1.0MPa
偏 心 量：100mm
フ ラ ン ジ：JIS 10K SS400

(4) 加熱アスファルト混合物

密粒度アスコン(20)
密粒度アスコン(13F)

(5) 再生加熱アスファルト混合物

再生密粒度アスコン(13)

(6) コンクリート

コンクリートはレディミクストコンクリートとし、規格は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンク リート	18	8	40	65 以下	BB	付帯工

(7) マンホール鉄蓋

φ600、T-25 用

(8) 再生碎石

本工事において管体基礎工として使用する再生碎石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用する

ものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再生資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(9) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料の提出

(1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物	備 考
ダクトイル鋳鉄管	カタログ、試験成績書、製作図、管割図	
継輪・特殊押輪	カタログ	
鋼製異形管	カタログ	
砕石類	試験成績書、粒度分析表	
加熱アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書	
再生加熱アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書	
アスファルト乳剤	カタログ	
埋設表示テープ	カタログ	
土木用シート	カタログ	
コンクリート	配合報告書、試験成績書	
マンホール	カタログ	
コンクリート二次製品	カタログ	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
ダクトイル鋳鉄管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。
鋼製異形管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 等
砕石類	再生クラッシャー RC-40 粒度調整砕石 M-40	盛岡地区
建込簡易土留		金ケ崎町

H形鋼	200×200× 8 ×12	金ヶ崎町
-----	----------------	------

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認(施工段階確認)

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確 認 内 容	確 認 時 期	遠隔確認対象	備 考
共通工事	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
	砕石基礎	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所		
	コンクリート付帯構造物	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
道路工事	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所、以降、構造変更毎に1箇所		
管水路工事	管水路基礎(砕石基礎)	厚さ、幅	初期施工段階で1箇所		
	管水路(ダクタイル鋳鉄管)	基準高	初期施工段階で1箇所		
	管水路(鋼管)	基準高	初期施工段階で1箇所		
		溶接部(継手部塗装含む)	初期施工段階で1箇所		

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

なお、処理にかかる費用については実績により変更する。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
-------	-----	-----

再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：土工、管体基礎工、道路 本復旧工、付帯工
再生加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスコン(13)	使用箇所：仮舗装工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。また、管体基礎工として利用する場合の規格及び品質は、第8章1－（9）による。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物等	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 （無筋）	(有)松原工業 中間処理場 (I.Sリサイクルセンター)	岩手県岩手郡雫石町長 山小松坂 71-4 他	8 時～17 時	再資源化 施設業者
アスファルト殻	(有)松原工業 中間処理場 (I.Sリサイクルセンター)	岩手県岩手郡雫石町長 山小松坂 71-4 他	8 時～17 時	再資源化 施設業者
廃プラスチック （既設 FRPM 管）	(株)長内水源工業	岩手県滝沢市上中村 1 - 4 他	8 時～17 時	最終処分 業者
廃プラスチック （土木用シート）	(有)長谷川重機 湯沢第二最終処分場	岩手県北上市湯沢 3 地 割 3 番 1 号	8 時～17 時	最終処分 業者
建設発生土	雫石砂利工業(株)	岩手県岩手郡雫石町西 根下駒木野 31 番 5	8 時～17 時	再資源化 施設業者
汚泥 （舗装版切断排水）	(株)東北ターボ工業	岩手県紫波郡矢巾町広 宮沢 1-2-113	8 時～17 時	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 準備工

(1) 事前確認

施工前に施工対象区間の路面状況を写真撮影し、監督職員に報告するものとする。

6. 土工

(1) 掘削及び床掘

1) 掘削土及び床掘土は、第4種建設発生土を想定しており、全て建設発生土受入地へ搬出する計画であるが、流用可能か否かを判断するため土質試験を実施し、監督職員と協議の上、流用への判断するものとする。

2) 掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

4) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

1) 管頂 30cm までの埋戻しは、管体基礎同等材料で一層の仕上り厚さが 30cm 程度となるよう管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないようコンパクタ・ランマ等の締固め機械により締固め度 85%以上となるよう締固めなければならない。

2) 管頂 60cm までの埋戻しは、購入土により一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下の締固め機械により締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。

3) 管頂 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様とし、締固め度 95%以上となるよう締固めなければならない。

4) 転圧回数については事前に試験施工を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
また、上記 1) ～ 3) の締固め度が得られない場合は監督職員と協議をするものとする。

7. 基礎工

(1) 管体基礎

基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、締固め度は液状化対策区間では 90%程度以上、その他については 85%程度以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。転圧回数については事前に試験施工を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

8. 管体工

(1) 既設管上に横断している水道管等位置において、落水後速やかに試掘をし、管水路位置及び管頂標高、その他支障物を確認の上、監督職員へ報告するものとする。

なお、着手前に試掘計画書を提出し監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 本工事対象区間の既設管（FRPM 管）については、撤去後、建設資材廃棄物として処分するものとする。

(3) 管頂 60 cm の位置に埋設表示テープ（150 mmダブル黄色）を設置するものとする。

(4) ダクタイル鋳鉄管

1) 塗膜装

モルタルライニング及び塗装

AL 2 種管の内面塗装については、JDPA G1053（シリカエポキシ樹脂塗装）によらなけれ

ばならない。

また、K 形（DD 種）の内面は JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）によりモルタルライニングをしなければならない。

① 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管用接合部品）による。

2) 切管

切管の長さは、1.0m 以上とする。

9. 舗装工

(1) 路盤工

路盤工は、不陸整正を行った後、再生クラッシャーラン（RC-40）及び粒度調整碎石（M-40）を敷均し、最大乾燥密度の 93%以上となるよう締固めを行わなければならない。

(2) 舗装工

1) アスファルト舗設工

①マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126L/100m² 以上）タックコート（アスファルト乳剤 PK-4）43L/100m² 以上）を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

②表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物等を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

10. 区画線工

区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。

11. 既設構造物撤去復旧工

(1) 本工事の施工に当たり支障となるガードレール、道路標識、排水構造物（以下「ガードレール等」という。）については、撤去前に現況の状況を写真等により整理し、監督職員に報告するものとする。

(2) ガードレール等は撤去材を再利用するため、損傷を与えないよう丁寧に撤去するものとし、復旧するまでの間、受注者の責において適正に保管するものとする。

また、現場条件により撤去材が復旧に再利用できないなど、上記により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

1) 締固めた土のコーン指数試験の施工管理については、J I S A 1 2 2 8を準用する。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- （２）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- （３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams ある。
- （４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注

者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 貸与資料

基本設計データ及び 3 次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸 与 資 料	備 考
1	平成 30 年度 西部用水路改修測量設計その他業務 報告書	
2	令和 2 年度 西部用水路改修実施設計業務 報告書	
3	図面の CAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- （１）情報化施工技術の活用にあつては設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- （２）受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。

また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条によるものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 土質及び地質が異なった場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 排水量が異なった場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
- (5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (6) 道路標識、構造物、看板等の設置物が工事の支障となる場合
- (7) 道路協議の結果により道路本復旧範囲に変更が生じた場合
- (8) 管水路内に汚泥、ゴミ等が堆積し工事の支障となる場合
- (9) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (10) その他両者協議のうえ、変更が必要と認められる場合

第 14 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6-5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

受注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

- (4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

※ 補正係数：1.2

7. 快適トイレの試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の 1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

1) 洋式(洋風)便器

2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

3) 臭い逆流防止機能

4) 容易に開かない施錠機能

5) 照明設備

6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を 5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】 1）～6）及び【付属品として備えるもの】 7）～17）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ I C T 設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策 ③ 健康関連施設の充実

	④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④ 現场景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

9. 週休２日による履行実績取組証明書の発行

（１）本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（２）「週休２日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、４週８休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（８日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

１）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

２）現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、１日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

３）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

（４）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が４週８休以上（現場閉所率 28.5 %（８日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 部分払いについて

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

15. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を雇用した。（7.5点）
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。（5点）
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨（※1）の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（2.5点）

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 作業土工				
購入土埋戻	礫質土	m ³	922	
(2) 作業残土処理工				
作業残土処理		m ³	1,500	
2. 構造物撤去工	12工区			
(1) 構造物取壊し工				
舗装版切断		m	124	
舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=15cm	m ²	143	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	17	
汚泥収集運搬費		式	1	
汚泥処理費		ton	1.2	
既設FRPM管撤去	φ 800, L=4m/本	本	16	
既設FRPM管撤去	φ 700, L=4m/本	本	29	
既設FRPM管運搬・破砕・処理	φ 800, L=4m/本	本	16	
既設FRPM管運搬・破砕・処理	φ 700, L=4m/本	本	29	
既設ガードレール撤去	Gr-C-4E	m	19.4	
既設U字側溝撤去・復旧	U-240	m	14.8	
コンクリート構造物取壊し	スラストブロック	m ³	1.2	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート殻	m ³	1.2	
3. 管体基礎工				
(1) 碎石基礎工				
基面整正		m ²	364	
管体基礎工	RC-40	m ³	270	
4. 管体工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)ダクタイル鋳鉄管布設工	NS形			
ダクタイル鋳鉄管機械布設	NS形	m	55.6	
異形管	NS形曲管 (φ 800 11° 1/4)	本	1	
異形管	NS形短管1号 (φ 800, 7.5k)	本	1	
伸縮可とう管	ゴム製伸縮可とう管 (φ 800×L650)	本	1	
異形管	K形短管2号 (φ 800, 7.5k)	本	1	
継輪	K形継輪 (φ 800)	本	1	
継輪	NS形継輪 (φ 800)	本	1	
K形特殊押輪	φ 800, ボルト・ゴム輪含む	本	1	
接合材料	NS形接合材料ライナ	箇所	1	
接合材料	NS形切管用挿しロリング	個	3	
(2)ダクタイル鋳鉄管布設工	ALW形			
ダクタイル鋳鉄管機械布設	ALW形	m	116.9	
異形管	K形フランジ付T字管 (φ 800×600mm, 7.5k)	本	1	
異形管	人孔蓋 φ 600×φ 150 7.5k 形式1	組	1	
異形管	フランジ蓋 φ 150 7.5k 形式1	組	1	
異形管	K形短管1号 (φ 800, 7.5k)	本	1	
伸縮可とう管	ゴム製伸縮可とう管 (φ 800×L650)	本	1	
異形管	K形短管2号 (φ 800, 7.5k)	本	1	
異形管	K形排水T字管 (φ 800×300mm, 7.5k)	本	1	
異形管	K形曲管 (φ 800 5° 5/8)	本	2	
継輪	K形継輪 (φ 800)	本	2	
K形特殊押輪	φ 800, ボルト・ゴム輪含む	本	6	
ALW形特殊押輪	φ 800, ボルト・ゴム輪含む	本	4	
5. 付帯工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)埋設物表示工				
埋設表示テープ	幅150mm 50m 2 倍ホ° リエチレン クロス	m	186	
(2)2号管理孔				
コンクリート	18N-8-40BB	m ³	6.2	
型枠		式	1	
基礎砕石	RC-40, t=150mm	m ²	6.4	
購入土埋戻		m ³	14	
組立4号マンホール直壁	φ 1800×H1500	基	1	
組立4号マンホール床版	φ 1800×900 H300	基	1	
組立1号マンホール斜壁	φ 900×600 H300	基	1	
調整リング	φ 600用 h100mm 固定部材 含む	基	1	
マンホール鉄蓋	φ 600 (T-25) 受枠・ボルト 含む	枚	1	
ステップ	樹脂加工品 径19 幅300 長250	個	7	
(3)芋沢川注水工				
塩化ビニル管撤去	φ 300	m	4.7	
異形管	K形短管2号 (φ 300)	m	0.7	
硬質ポリ塩化ビニル管	φ 300	m	3.7	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	φ 300 22° 1/2	個	1	
塩化ビニル管切断		箇所	2	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	ドレッサージョイントφ 300	個	1	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	MFジョイントφ 300 7.5k	個	1	
6. 道路復旧工	道路仮復旧工(12工区)			
(1)アスファルト舗装工				
下層路盤(車道・路肩部)	RC-40, t=47cm	m ²	143	
上層路盤(車道・路肩部)	M-40, t=22cm	m ²	143	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
表層（車道・路肩部）	再生密粒度As(13), t=5cm	m ²	143	
(2)区画線工				
区画線	ペイント式, 実線, 白, B=15cm	m	180	
(3)道路付帯工				
既設ガードレール復旧工	Gr-C-4E	m	19.4	
7. 道路本復旧工	13工区			
(1)構造物取壊し工				
舗装版切断		m	198	
舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=15cm以下	m ²	787	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト殻	m ³	75	
(2)上層路盤工				
掘削	t=7cm	m ³	19	
作業残土処理		m ³	21	
上層路盤	瀝青安定処理, t=5cm	m ²	787	
(3)アスファルト舗装工				
表層	密粒度As(13F), t=3cm	m ²	787	
基層	密粒度As(20)、t=4cm	m ²	787	
(4)区画線工				
区画線	ペイント式, 破線, B=15cm, 白	m	100	
区画線	ペイント式, 実線, B=15cm, 白	m	192	
8. 仮設工				
(1)仮設土留・仮締切工				
たて込み簡易土留	タイプ 3 (B=2.0m, H=3.5m)	m	29	
たて込み簡易土留	タイプ 4 (B=2.0m, H=4.0m)	m	56	
たて込み簡易土留	タイプ 5 (B=2.0m, H=4.5m)	m	30	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
たて込み簡易土留	タイプ 6 (B=2.0m, H=5.0m)	m	65	
(2)排水処理工				
排水ポンプ (仮設)	0m3/s以上7m3/s未満 作業時排水	箇所	7	
(3)安全費				
交通誘導警備員		人	290	
(4)吊り防護工				
吊り防護工	No302+2.810 DCIP φ150, No. 303+19.700 VP φ150	箇所	2	
(5)仮排水工				
仮排水管	高密度ポリエチレン管 φ250	m	27.0	
(6)仮設ヤード造成・撤去工				
土木シート敷設・撤去	ポリプロピレン (P.P) 系織布 (引張強度980N/5cm)	m ²	1,174	
土木シート運搬・処分	廃プラスチック	m3	3.5	
(7)仮設盛土工				
購入土盛土	礫質土	m3	310	
法面整形		m ²	150	
仮設盛土撤去	礫質土	m3	310	
残土処理	現場発生土運搬処理	m3	340	
(8)除雪工				
除雪工	仮設ヤード	m3	3,800	
除雪工	片側交互通行規制作業範囲	m3	470	
9. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
仮設材輸送	たて込み簡易土留	式	1	
仮設材輸送	H形鋼	式	1	

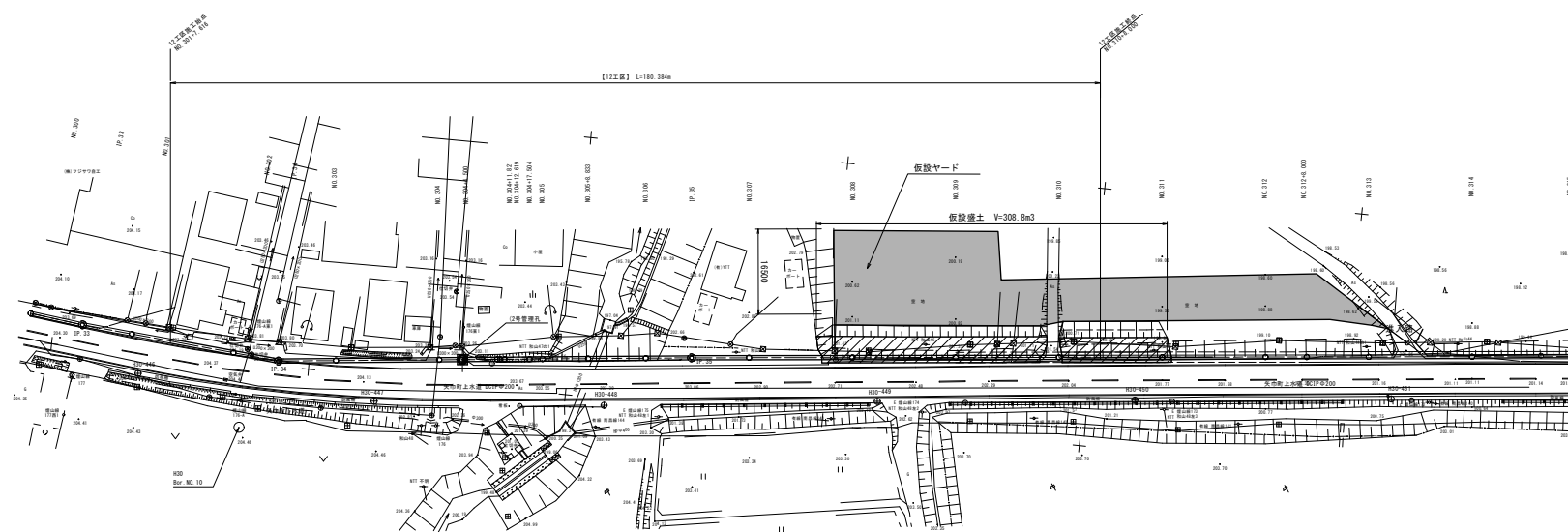
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)準備費				
試掘	2箇所(2号管理孔、芋沢川注水工)			
舗装版切断		m	14	
舗装版破碎	アスファルト舗装版 t=15cm以下	m ²	12	
床掘	礫質土	式	1	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	1.4	
埋戻	礫質土	式	1	
下層路盤(車道・路肩部)	RC-40 t=55cm	m ²	12	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度As(13) t=5cm	m ²	12	
(3)技術管理費				
技術管理費				
土質試験	締固めた土のコーン指数試験	試料	1	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1)産業廃棄物処理税相当額				
産業廃棄物処理税相当額	FRPM管処分	ton	16.35	
産業廃棄物処理税相当額	土木シート	ton	1.23	
(2)騒音・振動調査				
騒音調査	1発生源	式	1	
振動調査	1側線	式	1	

別図－1

工事用地図

S=1:500



：工事用地等

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表１（第３条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表１、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

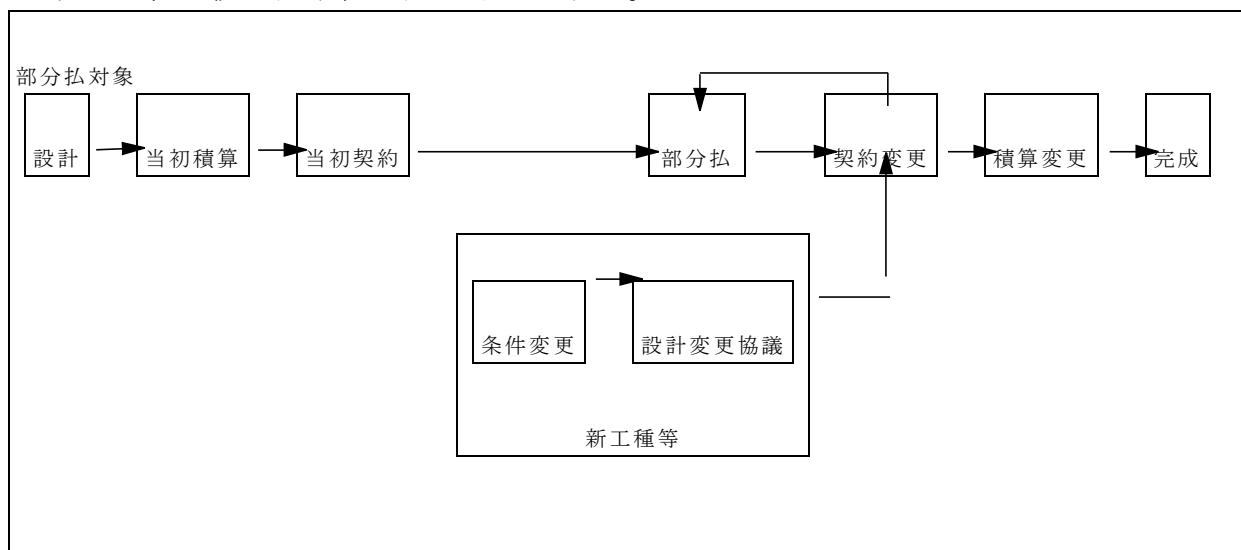
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

令和8年度
国営施設応急対策事業盛岡南部地区
西部用水路改修(その8)工事

目 次

[illegible]